一〇―五―一一　人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部を改正する人事院規則　一68　一四
一〇―一〇―三　人事院規則一〇―一〇（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の一部を改正する人事院規則　一68　一七
一〇―一二―二六　人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を改正する人事院規則　一68　一五
一〇―一五―一　人事院規則一〇―一五（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の一部を改正する人事院規則　一68　一八
一〇―一六　パワー・ハラスメントの防止等　一68　一六
一一―四―七　人事院規則一一―四（職員の身分保障）の一部を改正する人事院規則　一68　一九
一八―〇―七　人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）の一部を改正する人事院規則　一68　二〇
二一―〇―九　人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を改正する人事院規則　一68　二〇
二三―二―三　人事院規則二三―二（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）の一部を改正する人事院規則　一68　二〇
二四―〇―二　人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）の一部を改正する人事院規則　一68　二〇
一一―八―四九　人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則　一七　一

告示

○内閣府
立皇嗣の礼における立皇嗣宣明の儀及び朝見の儀について　一七　二
○内閣府
特定教育・保育、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用教育、特定利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示　一67　九九
災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件の一部を改正する件　一67　一〇七
災害救助法第二条の二第一項の規定に基づき救助実施市を指定する件　一67　一〇七
沖縄振興特別措置法施行令第三十二条の二の規定に基づき、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を定める件の一部を改正する件　一67　一〇八
災害対策基本法の規定に基づき設置した令和元年（二千十九年）台風第十九号非常災害対策本部を廃止した件　六　一
三一―アイヌ施策推進地域計画を認定した件　二〇　一
四二―アイヌ施策推進地域計画の変更を認定した件　二〇　二
四三―アイヌ施策推進地域計画の変更を認定した件　二〇　二
五一―国家戦略特別区域計画の変更を認定した件　二〇　三
五二―国家戦略特別区域計画の変更を認定した件　二〇　三
五七―構造改革特別区域計画を認定した件　二三　一
六四―構造改革特別区域計画を認定した件　二三　一
六五―構造改革特別区域計画の変更を認定した件　二三　二
六七―構造改革特別区域計画の変更を認定した件　二三　二
六八　構造改革特別区域計画の認定を取り消した件　二三　二
六九　総合特別区域の区域を解除した件　二三　二
七〇　総合特別区域計画の認定を取り消した件　二三　二
一　○内閣府、総務省
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示の一部を改正する件　一67　一〇六
二　○内閣府、財務省、厚生労働省、文部科学省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省
対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示　三〇　90　一三
三　○内閣府、財務省
対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示　三〇　90　一三四
四　○内閣府、財務省
対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件　三〇　90　一三六
五　○内閣府、財務省
対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件　三〇　90　一三七
六　○内閣府、財務省
外国為替及び外国貿易法第二十七条の二第一項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等に係る安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件　三〇　90　一三九
七　○内閣府、財務省
外国為替及び外国貿易法第二十八条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件　三〇　90　一四〇
八　○内閣府、財務省
対内直接投資等に関する命令第三条第七項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件　三〇　90　一四三
○内閣府、財務省
沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件の一部を改正する件　一67　一〇九
四　○内閣府、財務省
沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件　一67　一〇九
五　○内閣府、財務省
沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件　一67　一一一